

平成27年12月第6回室戸市議会定例会会議録（第5号）

1. 日 時 平成27年12月18日（金）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 濱 口 太 作
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 林 竹 松
13番 久 保 八太雄		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	日 垣 龍 二
事務局次長兼班長	寺 岡 安 弘
議 事 班 主 任	武 井 美 冬
議 事 班 主 任	眞 土 浩 子

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	小 松 幹 侍	副 市 長	久 保 信 介
総 務 課 長	山 本 康 二	企画財政課長	川 上 建 司
滞納整理課長	西 村 城 人	財産管理課長	黒 岩 道 宏
税 務 課 長	上 松 一 喜	市 民 課 長	萩 野 義 興
保健介護課長	武 井 知 香	人権啓発課長	松 本 大 成
農林水産課長併農業委員会事務局長	竹 本 俊 之	建 設 課 長	岡 本 秀 彦
商工観光深層水課長	久保田 浩	ジオパーク推進課長	和 田 庫 治
防災対策課長	上 松 富士樹	会計管理者兼会計課長	長 崎 潤 子
福祉事務所長	中 屋 秀 志	教育次長兼生涯学習課長	久 保 一 彦
学校保育課長補佐	宮 脇 誠	水 道 局 長	山 崎 桂
消 防 長	竹 谷 昭 一	監査委員事務局長	山 本 ゆかり

7. 議事日程

日程第1	議案第1号	平成27年度室戸市一般会計第4回補正予算の専決処分の承認について
	議案第2号	室戸市課設置条例の一部改正について
	議案第3号	室戸市個人番号の利用に関する条例の制定について
	議案第4号	室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の制定について

て

- 議案第5号 室戸市税条例等の一部改正について
- 議案第6号 室戸市立保育所設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第10号 平成27年度室戸市一般会計第5回補正予算について
- 議案第13号 安芸広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に
ついて

(総務文教委員会委員長報告)

- 日程第2 議案第7号 室戸市火葬場設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第8号 室戸市企業誘致推進条例の一部改正について
- 議案第9号 室戸市水道給水条例の一部改正について
- 議案第11号 平成27年度室戸市国民健康保険事業特別会計第2回補正予算につ
いて
- 議案第12号 平成27年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算について

(産業厚生委員会委員長報告)

- 日程第3 認定第1号 平成26年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定について
(平成27年9月定例会付託分)

(総務文教委員会委員長報告)

- 日程第4 認定第2号 平成26年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

(平成27年9月定例会付託分)

- 認定第3号 平成26年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

(平成27年9月定例会付託分)

- 認定第4号 平成26年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

(平成27年9月定例会付託分)

- 認定第5号 平成26年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

(平成27年9月定例会付託分)

- 認定第6号 平成26年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

(平成27年9月定例会付託分)

- 認定第7号 平成26年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

(平成27年9月定例会付託分)

認定第8号 平成26年度室戸市水道事業会計決算の認定について

(平成27年9月定例会付託分)

(産業厚生委員会委員長報告)

日程第5 意見書案第1号 森林・林業政策の推進を求める意見書について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第5まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（久保八太雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。日垣議会事務局長。

○議会事務局長（日垣龍二君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名全員の出席でございます。

なお、執行部から、森岡学校保育課長が公務のため、かわりまして宮脇学校保育課長補佐が出席をしております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（久保八太雄君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 日程第1、議案第1号平成27年度室戸市一般会計第4回補正予算の専決処分の承認についてから議案第13号安芸広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまで、以上8件を一括議題といたします。

本案に関し総務文教委員会委員長の報告を求めます。濱口総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（濱口太作君） おはようございます。

総務文教委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第1号平成27年度室戸市一般会計第4回補正予算の専決処分の承認についてから議案第13号安芸広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまで、以上8件につきましては、今期定例会において当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしましては、12月10日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査をいたしました。

審査の経過及び結果については次のとおりであります。

まず、議案第1号平成27年度室戸市一般会計第4回補正予算の専決処分の承認についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は承認すべきものと決しました。

次に、議案第2号室戸市課設置条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、この改正により建設土木課に土木技術に関する事務が全て集中することになる。1つの担当課が事務に携わった場合、現在でも明許繰り越しの件数が多いのに、事務処理が煩雑となり、今後事故繰越になるケースがふえるのではないかと質疑があ

り、執行部から、遅延した場合は十分に進捗管理を行いながら進めていく。現在、農林水産課、建設課でマニュアルを作成しており、進捗管理を総合的に行う。確かに土木関係の全ての事務が建設土木課となるのでかなりの負担になると思うと答弁がありました。

また、役所の事務はスリム化されても、市民や関係業者の負担になるのではないかと質疑があり、行政事務のスリム化だけを考えているわけではない。なるだけ窓口の一本化を行うことにより、市民や関係業者がどこに行けばいいのかわかりやすいように内部事務の割り振りについては協議の上、万全の態勢を考えていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号室戸市個人番号の利用に関する条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、マイナンバー制度に関する事務に携わる職員は何人を想定しているのか、またその職員にはセキュリティ管理に関する研修を十分する必要があるのではないかと質疑があり、執行部から、主に基幹業務を扱う職員が対象となる。今のところ、対象となる職員は約90名を想定をしている。マイナンバー制度の導入に当たり、一番不安視されているのは情報の漏えいである。マイナンバーを扱う端末機器のIDとパスワードを個人ごとに変更する。職員がマイナンバーを扱った履歴を把握し、不正使用の防止に努める。研修については、平成27年11月に1回開催した。今後も研修を行い、適正な情報管理を徹底していきたいと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、防災コミュニティセンターは今後どのように利活用していく計画かと質疑があり、執行部から、現在までの使用実績では、消防団員の救命法の講習会を地域住民や婦人防火クラブと一緒に受講した。今後もこういったことを広めていきたいと考えていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号室戸市税条例等の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、今までも徴収猶予の制度はあったのかと質疑があり、執行部から、市独自の分割誓約については納税者の利便性を考慮して独自にやっている。今回の改正で納税者の負担軽減や履行の確保等を図るために一定の事項についての市町村の条例を定めるようになったと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号室戸市立保育所設置及び管理条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、閉園により他の保育所に行くことになるが、市が送迎するかと質疑があり、執行部から、今のところ送迎については想定していないと答弁がありまし

た。

また、閉園についての検討委員会の委員構成について質疑があり、構成委員は保育園長、公立が4名、私立が3名、私立保育所の理事長が3名、保護者会の代表者、公立が3名、私立が1名、民生児童委員3名、学識経験者2名、行政関係者2名の計21名であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号平成27年度室戸市一般会計第5回補正予算についてであります。

まず、企画財政課であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項6目企画費、12節役務費の中で、ふるさと納税関係で楽天への手数料が300万円とのことだが、その効果はどのようなものを見込んでいるのかと質疑があり、執行部から、現在ふるさと納税はふるさとチョイスというサイトと契約しており、一定の効果が得られている。直近では、今年度2万3,910点の申し込みがあった。金額ベースでは2億8,000万円である。楽天とも契約することにより、より広くPRしたいと答弁がありました。

また、ふるさとチョイスと楽天の手数料は幾らかかるのかと質疑があり、ふるさとチョイスの手数料は月額3,750円に消費税であるが、入金作業でヤフーへ1%と消費税が必要となっている。楽天は10%と率が決まっていると答弁がありました。

次に、財産管理課であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項5目財産管理費、7節賃金のバス運転手賃金17万9,000円と11節需用費の燃料費14万4,000円は重要文化財関係の市営バスの経費とのことであるが、どこまでの区間を何日間運行予定かと質疑があり、執行部から、ジオパークセンターから元までの区間を1カ月間の予定で予算は計上していると答弁がありました。

次に、防災対策課であります。

執行部の説明の後、委員から、2款1項14目防災対策費、13節委託料、津波避難施設等整備委託料は周辺家屋の事前調査であるが、場所と件数はと質疑があり、執行部から、羽根町坂本地区が当初は7件の予定であったが、16件に変更した。佐喜浜町浦地区が10件から15件に変更したと答弁がありました。

次に、福祉事務所であります。

執行部の説明の後、委員から、3款2項5目児童館費の7節賃金は振りかえ休日が取得できなかったとのことであるが、その主な理由はなにかと質疑があり、執行部から、児童館は土曜日にも開館している。土曜日は振りかえ休日となる。夏休みや冬休みで児童の参加が多いときや学校行事に児童館の職員の参加の要請があったときは振りかえ休日の取得ができなかった。そのための補正であると答弁がありました。

次に、保健介護課であります。

執行部の説明の後、委員から、3款1項3目障害者自立支援事業費の20節扶助費、障害者自立支援医療費2,440万9,000円は当初予算に対し40%程度の増額補正であるが、その理由は何かと質疑があり、執行部から、今年度の当初予算見込みより心臓の手術が多くなった。また、平成26年度に心臓の手術をした方の請求が今年度になったことも関係していると答弁がありました。

次に、農林水産課であります。

執行部の説明の後、委員から、5款1項3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金200万円はポンカン対策であるが、どのくらいの生産者を対象にしているのかと質疑があり、執行部から、主に西山のポンカンである。生産量は約80トンであると答弁がありました。

次に、商工観光深層水課であります。

執行部の説明の後、委員から、6款1項3目観光費、12節役務費の手数料51万円について、地権者との話し合いはできて了解は得られているのか、年間の借地料は幾らであるのかと質疑があり、執行部から、現在地権者は約10名いる。十分な了解はまだ得ていない。年間の借地料は165万3,000円であると答弁がありました。

次に、建設課であります。

執行部の説明の後、委員から、10款2項2目公共土木施設現年補助災害復旧費について、この工事箇所は道の狭い単線である。繰越明許で発注することになると思うが、年度内に内示が来た場合、間に合うのか、事故繰越になる可能性があるのではないかと質疑があり、執行部から、市道の埋塞に係る分については応急本工事で対応する。大端線については通行可能な対応にしている。災害査定を受け、事業の確定後、内示が来るのは2月、3月ごろになる。当然明許繰り越しとなる。順次発注をし、平成28年度内に完成する見込みであると答弁がありました。

次に、生涯学習課であります。

執行部の説明の後、委員から、9款4項1目社会教育総務費、19節負担金補助及び交付金の文化財保存事業費補助金15万5,000円の補助内容について質疑があり、執行部から、金剛頂寺の重要文化財に指定されている3点の修復代の補助である。補助率は市が3分の1、県が3分の1、自己負担が3分の1の規定になっていると答弁がありました。

総務課、市民課、選挙管理委員会、学校保育課につきましては、特段質疑がありませんでしたので、省略をさせていただきます。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号安芸広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

○議長（久保八太雄君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第2、議案第7号室戸市火葬場設置及び管理条例の一部改正についてから議案第12号平成27年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算についてまで、以上5件を一括議題といたします。

本案に関し産業厚生委員会委員長の報告を求めます。小椋産業厚生委員会委員長。

（産業厚生委員会委員長報告）

○産業厚生委員会委員長（小椋利廣君） 産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第7号室戸市火葬場設置及び管理条例の一部改正についてから議案第12号平成27年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算についてまで、以上5件は、今期定例会において当委員会に付託をされたものであります。

委員会といたしまして、12月10日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査をいたしました。

審査の経過及び結果につきましては、次のとおりであります。

まず、議案第7号室戸市火葬場設置及び管理条例の一部改正についてであります。

執行部から説明の後、委員から、第2条で使用料が定められているが、この使用料のところで低所得者や生活保護家庭に対する使用料についてと質疑があり、執行部から、低所得層や生活保護者の方に対する減免、使用料のことは管理条例の中の第6条に使用料の減免について定められていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号室戸市企業誘致推進条例の一部改正についてであります。

執行部から説明の後、委員から、今回の改正によりどんなメリットが予想されるのかと質疑があり、執行部から、今までの条例では1社で土地と建物を所有して事業をするものでないと奨励金の対象にならなかったことから、今回の一部改正では土地、建物は別の人が所有をしており、違う方が運営をする場合は奨励金の対象にならなかった事例がありました。現代は会社形態も変わり、持ち株会社が持って、実際に運営をする会社と異なる場合も対象にできるような形に改正をすると答弁がありました。

次に、室戸市へ進出してもらい、あいている土地の利活用などいろいろな方策により室戸市が活性化するような考えはないのかと質疑があり、今回は企業誘致奨励金の改正だけである

が、今後は本市から企業が流出をしている状態であるので、何とか企業に残っていただくような別の奨励金や方策を考えていきたいと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号室戸市水道給水条例の一部改正についてであります。

執行部から説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号平成27年度室戸市国民健康保険事業特別会計第2回補正予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号平成27年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、2款2項5目の地域密着型予防サービス給付金について、地域密着型サービスの施設と他の施設との内容の違いについてと質疑があり、執行部から、地域密着型サービス事業所は基本市内に住む方を対象としたものになっている。それに対して、それ以外のサービスは広域型として市外の方も受け入れるものである。室戸市内にある地域密着型の事業所としては、認知症の方を対象としたグループホームと小規模多機能型居宅介護事業所がある。今回この補正に上げた小規模多機能型居宅介護はデイサービスとホームヘルプサービス、ショートステイを組み合わせたサービスであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（久保八太雄君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第3、認定第1号平成26年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案に関し総務文教委員会委員長の報告を求めます。濱口総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（濱口太作君） 総務文教委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております認定第1号平成26年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、平成27年9月定例会において当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしましては、10月5日に委員会を開き、執行部の出席を求め、審査を行いました。

審査の経過及び結果については次のとおりであります。

平成26年度一般会計の決算概要につきましては、歳入総額126億4,897万6,258円、歳出総額120億5,181万332円で、歳入歳出差し引き額は5億9,716万5,926円であり、翌年度へ繰り越すべき財源額2億9,442万7,929円を差し引いた実質収支は3億273万7,997円の黒字となっております。また、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は7,026万1,000円の赤字となっております、この単年度収支に財政調整基金積立金1億8,811万5,000円を加えた実質単年度収支は1億1,785万4,000円の黒字となっております。

一般会計の自主財源比率は平成25年度の20.0%から23.0%に、平成26年度末の市債残高は106億8,702万4,828円となっております。

以下、各課に対する主な質疑応答等審査経過及び結果について御報告をいたします。

企画財政課関係では、2款1項6目企画費の地域おこし協力隊事業848万6,670円について、地域おこし協力隊の人数と業務の内容について、またその成果はと質疑があり、平成26年度は集落の特産品づくり等の事業を支援する担当者が4名、そのうち集落営農の担当者が1名、ふるさと納税の立ち上げの担当者1名の合計5名であった。成果としては、ふるさと納税はこれまでの5年間で約900万円であったが、1億5,000万円に増加した。集落の商品開発としては、深層水米の黒見のダイヤモンド米や崎山のツバキ油を使用したミスト等の商品が販売された。今後も地域の特産品を使用した加工品を継続的に開発していきたいと答弁がありました。

次に、歳入、20款1項1目、1節総務管理費の退職手当債はいつまで対象となるのか、また何を根拠としているのかと質疑があり、退職手当債は平成27年度で終了となった。支給予定額は現行職員の退職年を調べ、想定をして計上したと答弁がありました。

総務課関係では、2款1項11目情報管理費の職員のひろば情報提供システムリプレイス導入委託業務の内容について質疑があり、システムのサーバー機器の耐用年数を迎えたので、入れかえを行った。そのための経費であると答弁がありました。

次に、同じく11目情報管理費の光ケーブルのインターネットとケーブルテレビの加入状況と加入促進策について質疑があり、平成26年度末の加入世帯数は、インターネットが1,150世帯、ケーブルテレビが1,573世帯である。加入世帯は伸び悩んでいるが、加入促進に向け、エフビットと市が協力して広報等を通じ周知に取り組んでいると答弁がありました。

財産管理課関係では、7款5項2目市営住宅管理費、8節報償費の住宅管理人報償費について、この住宅管理人は住宅費の収納は行っているのか、また報償費は月額幾らであるのかと質疑があり、住宅管理人は住宅費の収納は行っていない。報償費は1戸当たり月額150円で算定をしている。平成26年度は538戸分であると答弁がありました。

次に、2款1項5目財産管理費、1節報酬の市有林野看守人報酬について、看守人の管理業

務の中で、成木となって売却できるなどの報告により売却し収入とするような計画はないのかと質疑があり、現在は計画していない。今後はそういったことについても検討していきたいと答弁がありました。

滞納整理課関係では、歳入、1款市税、5項特別土地保有税、1目特別土地保有税の滞納繰越分は今後どうするのかと質疑があり、資産調査等を行い、調査により資産が出てきた場合は差し押さえ等による税への充当を考えていると答弁がありました。

ジオパーク推進課関係では、2款1項13目ジオパーク推進費、13節委託料のインフォメーションセンター運営事業委託料について、毎年金額が変動しているが、その理由は何かと質疑があり、委託料の中身は2名の事務員の人件費が主なもので、雇用している方の出勤日数により増減があり、精算時の不用額が変動しているためであると答弁がありました。

防災対策課関係では、2款1項14目防災対策費、15節工事請負費の室津東町津波避難タワーの工期がおくれた要因について質疑があり、工期は3回延長した。くい打ち工事は周辺家屋に振動が少ないように無振動工法で行った。この工法に対応できる重機が四国に1台しかなく、現場への搬入が遅延した。また、くいの作成等に時間がかかり、平成27年1月末日から3月末日に1回目の工期延長をした。次に、工事が年度末にかかり、人手不足が生じたので、平成27年3月末日から6月末日に2回目の延長をした。次に、タワーの看板、場内水路、環境フェンス等の追加工事で、平成27年6月末日から9月末日に3回目の延長をしたと答弁がありました。

次に、同じく19節負担金補助及び交付金の高知県地域防災対策総合補助金について、不用額が出ているが、申請件数と不採択になったものはあるのかと質疑があり、自主防災組織からの申請は資機材等の購入が22件、避難路の整備等は9件の申請があった。不採択はなかったと答弁がありました。

次に、同じく13節委託料の不用額の主な理由について質疑があり、津波避難誘導標識、津波避難タワーの建設工事設計と工事管理委託料の入札減による不用額であると答弁がありました。

税務課関係では、調定額の推移について、昨年度と比べてどうかと質疑があり、調定額は平成26年度が12億5,125万円、平成25年度は12億5,600万円で558万1,262円、対前年度比0.44%の減額であると答弁がありました。

市民課関係では、4款1項4目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金の芸東衛生組合負担金について、現在の職員数と今後あの施設を利用して堆肥等を作成するなどの新しい事業計画を検討してはどうかと質疑があり、芸東衛生組合の職員は現在5名である。どういう事業をやっていくかは検討委員会でも協議しているが、新しい事業を展開していくことよりも、芸東衛生組合を今後どうするのかということを協議していく方向であると答弁がありました。

保健介護課関係では、3款1項4目老人福祉費の敬老会関係費については、敬老会の参加人

数と敬老会賄い委託料の算定の仕方はどうなっているのかと質疑があり、参加対象者は3,332人、そのうち729人の参加があった。市内7カ所で開催した。委託料は敬老会参加者1人につき1,200円で算定している。委託料には、敬老会で出す弁当の材料費などが含まれていると答弁がありました。

次に、同じく4目老人福祉費、13節委託料の配食サービス事業委託料の利用者の実人員と個人負担金について質疑があり、配食サービスの実人員と個人負担金について質疑があり、配食サービスの実人員は月により変動がある。平均で50人程度の利用者である。配食の内容はおかずだけとお弁当の2種類がある。それぞれの個人負担金はお弁当が400円、おかずのみが250円である。市は50円を負担していると答弁がありました。

農林水産課、農業委員会事務局関係では、5款1項3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の青年就農給付金事業費補助金の内容について質疑があり、45歳未満の青年就農者が独立経営を開始してから最長5年間にわたり年額150万円を補助する制度で、5年後に農業所得250万円を目指すことが国の要件となっている。国の補助率が100%である。平成26年度は独立就農して5年となる対象者が1名であったと答弁がありました。

次に、5款3目2項水産業振興費、13節委託料の大学連携事業（水産物養殖事業）委託料について、この研究はアワビと海藻の増養殖に関する研究とのことであるが、いつまで続けるのか、他の研究をしてはどうかと質疑があり、この事業は平成22年度から開始した。平成26年度で終了となっていると答弁がありました。

商工観光深層水課関係では、6款1項3目観光費、13節委託料の室戸海洋深層水体験交流センター関係で、シレストむろとの経営状況について質疑があり、年度協定で黒字となった場合はその半額を還元として市へ納めることになっている。平成25年度は340万円の黒字、平成26年度は37万円の赤字であったが、赤字の場合は補償はしないと答弁がありました。

次に、同じく13節委託料の繰越明許費1,500万円の繰越理由について質疑があり、これはふるさと旅行券の発行業務に係るものである。補正をした時期が3月であったので繰り越しをし、27年度に執行したと答弁がありました。

建設課関係では、7款2項2目道路新設改良費で13節委託料、15節工事請負費、17節公有財産購入費の繰越明許費について、発注が終了して繰り越しになったのかと質疑があり、13節委託料の繰り越しについては、両栄橋と庄毛西町2号線の2件分で、両栄橋は未契約、庄毛西町2号線は契約済みである。15節工事請負費は社会資本整備総合交付金事業の分については全て契約済みである。17節公有財産購入費は全て契約済みであると答弁がありました。

次に、7款土木費、6目砂防費、1目崖崩れ防災費、15節工事請負費について、これは不用額がなく繰り越しをしているが、契約済みでの繰り越しかと質疑があり、入札を行ったが、不調となったので未契約で繰り越しを行ったと答弁がありました。

消防本部関係では、8款1項1目常備消防費、18節備品購入費について、どのようなものを

購入したのかと質疑があり、消防本部の備品で、消防吏員の夏用の活動服一式と救急救命士の入校に必要な制服一式を購入した。また、オートパルスという自動心臓マッサージ器の電源バッテリー等が主な購入品であると答弁がありました。

次に、8款1項5目水防費、8節報償費の台風水防等出務報償費について、今年度の支出が昨年に比べ多くなっている、その理由は何かと質疑があり、平成26年度の出動回数は2回であった。平成26年1月15日の大雨による高岡の谷の氾濫と8月10日の台風11号で各地元の分団が出動した。1回につき1人2,000円の報償費を支払ったと答弁がありました。

学校保育課関係では、9款2項1目学校管理費、14節使用料及び賃借料の学校用地ほか借り上げ料は、平成24年度、25年度で少しずつ金額が変わっているが、その理由は何と質疑があり、借地料は基本的には同じであると答弁がありました。

また、借り上げの契約年数は何年かと質疑があり、契約年数は何十年の単位の場合もあれば、1年ごとに契約更新の場合もある。相手方により異なっていると答弁がありました。

生涯学習課関係では、9款1項5目奨学資金貸与費の選考基準と平成26年度で選考に漏れ、非該当となった者はいるかと質疑があり、予算の範囲内で決定している。平成26年度に非該当になった者はいないと答弁がありました。

会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、福祉事務所、人権啓発課については、別段の質疑はありませんでしたので、省略をいたします。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

○議長（久保八太雄君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第4、認定第2号平成26年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号平成26年度室戸市水道事業会計決算の認定についてまで、以上7件を一括議題といたします。

本案に関し産業厚生委員会委員長の報告を求めます。小椋産業厚生委員会委員長。

（産業厚生委員会委員長報告）

○産業厚生委員会委員長（小椋利廣君） 産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております認定第2号平成26年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号平成26年度室戸市水道事業会計決算の認定についてまで、以上7件につきましては、9月定例会におきまして当委員会に付託をされたものでありま

す。

委員会といたしましては、10月30日に委員会を開き、執行部の出席を求め、審査を行いました。

審査の経過及び結果につきましては、次のとおりであります。

まず、認定第2号平成26年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、不用額4億1,886万1,392円の主な原因は何かと質疑があり、執行部から、医療費の予算が年間約20億円あり、大体11月に翌年度の予算を算出している。また、年度末にかけてインフルエンザなど病気がはやったりする場合も想定されるので、医療費の増減に備え確保している。今回は医療費の支出が予定より減額となったことにより不用額が出たことが大きな理由であると答弁がありました。

次に、26年度は滞納分の徴収率が大幅に上昇しているが、どのような取り組みをしたのかと質疑があり、滞納整理課による差し押さえや競売等により130件、243万7,000円の実績があった。また、今年度末で収納未済額が約7,200万円までに減少していることもあり、収納率の向上によるものと考えていると答弁がありました。

次に、差し押さえた金額243万7,000円の内訳はと質疑があり、内訳としては、預金が103件、185万5,000円、給与が2件、55万6,000円、還付金の充当が1件で4,000円、動産の捜索などの競売によるものが12件、2万2,000円、トータルで130件、243万7,000円であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号平成26年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、不用額が40万9,183円あるが、この主な理由は何かと質疑があり、執行部から、認定審査会を欠席した方の委員報酬分の不用額であると答弁がありました。

次に、欠席した委員がいるということだが、審査会はその都度成立しているのかと質疑があり、欠席された委員はいるが、審査会の定数は足りているので審査会は成立をしていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号平成26年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、保険料の収入未済額が1,083万369円あるが、主な理由は何かと質疑があり、執行部から、収入未済額について、現年分の保険料の徴収率は特別徴収が100%であるが、普通徴収では年金額が年額18万円未満の低所得者であるため、普通徴収が若

干悪く、全体で98.36%であると答弁がありました。

次に、介護の認定者数が平成25年度と26年度の間での増減がトータルで25人減っている。増減をしている理由は何かと質疑があり、前年度までは重症化の傾向が見られたが、26年度は介護度の高い方が少し減少し、要支援の方が増加をしている。今分析をしているところですが、現段階ではこれといった要因が見えてこない現状であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号平成26年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、修繕費は増加するのか、また基金はどれくらい必要なのかと質疑があり、執行部から、修繕費については取水ポンプ2台のうち1台を交換をしている。開設から12年以上たっており、塩害や塩の付着によって傷みが結構出ており、修繕費については今後も増加をする可能性はある。また、給水基金積立金については現在パイプラインを利用している企業の使用料が減ってきている状況であるので、平成27年度は200万円くらいであり、来年度は見込めない状態であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号平成26年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、29万8,009円の不用額の主な理由は、また認定された83人の中に肢体に障害を持った方は何名おられるのかと質疑があり、執行部から、審査会の委員が欠席をした出務報酬分が不用額になったものである。また、83人の内訳としては、身体障害者の方、知的障害者の方、精神障害者で障害をお持ちの方であるが、人数の内訳は把握しておりませんと答弁がありました。

次に、不用額については、審査委員の欠席であるとのことだが、何名分になるのかと質疑があり、委員は5名であり、欠席は延べ9名であると答弁がありました。

次に、報酬額は医師も社会福祉士や理学療法士も同じ金額であるのか、また医師が欠席をしても審査会は成立するのかと質疑があり、報酬額は同じである。また、医師が3名、社会福祉士1名と理学療法士1名の5名であり、最低3名の方が出席すれば審査会は成立すると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号平成26年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、医療費の自己負担割合の所得基準は幾らかと質疑があり、執行部から、原則1割負担であり、課税所得が145万円以上の方が3割負担であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号平成26年度室戸市水道事業会計決算の認定についてであります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（久保八太雄君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第1号平成27年度室戸市一般会計第4回補正予算の専決処分の承認についてから日程第4、認定第8号平成26年度室戸市水道事業会計決算の認定についてまで、以上21件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） なしと認めます。

これをもって日程第1、議案第1号から日程第4、認定第8号まで、以上21件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号平成27年度室戸市一般会計第4回補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号室戸市課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決され

ました。

次に、議案第3号室戸市個人番号の利用に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号室戸市防災コミュニティセンター設置及び管理条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号室戸市税条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号室戸市立保育所設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成27年度室戸市一般会計第5回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号安芸広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号室戸市火葬場設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号室戸市企業誘致推進条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号室戸市水道給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成27年度室戸市国民健康保険事業特別会計第2回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成27年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成26年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号平成26年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号平成26年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号平成26年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号平成26年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号平成26年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算

の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号平成26年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、認定第7号は認定されました。

次に、認定第8号平成26年度室戸市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、認定第8号は認定されました。

~~~~~

○議長（久保八太雄君） 次に、日程第5、意見書案第1号森林・林業政策の推進を求める意見書についてを議題といたします。

案文につきましては、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号につきましては提案理由の説明及び委員会付託を省略することと決しました。

なお、本案については議員全員が提出者、賛成者となっておりますので、質疑及び討論については、なきものとして議事を進めます。

これより採決いたします。

日程第5、意見書案第1号森林・林業政策の推進を求める意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保八太雄君） 起立全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保八太雄君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これにて平成27年12月第6回室戸市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前11時1分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員